

令和四年秋田県議会第一回定例会会議録

第五号

議事日程第五号

令和四年二月二十四日（木曜日）

午前十時開議

- 第一、一般質問
- 第二、知事の説明
- 第三、予算特別委員会への議案付託の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十三名

一 番	小野 一彦	二 番	松田 豊臣
三 番	鳥井 修	四 番	高橋 豪
五 番	瓜生 望	六 番	島田 薫
七 番	宇佐見 康人	八 番	住谷 達
九 番	薄井 司	十 番	加賀屋 千鶴子
十一 番	吉方 清彦	十二 番	児玉 政明
十三 番	小山 緑郎	十四 番	鈴木 真実
十五 番	佐々木 雄太	十六 番	杉本 俊比古
十七 番	加藤 麻里	十八 番	小原 正晃
十九 番	佐藤 正一郎	二十 番	三浦 茂人
二十一 番	鈴木 健太	二十二 番	佐藤 信喜
二十三 番	今川 雄策	二十四 番	高橋 武浩

一 番	出席議員	二 番	松田 豊臣
三 番	鳥井 修	四 番	高橋 豪
五 番	瓜生 望	六 番	島田 薫
七 番	宇佐見 康人	八 番	住谷 達
九 番	薄井 司	十 番	加賀屋 千鶴子
十一 番	吉方 清彦	十二 番	児玉 政明
十三 番	小山 緑郎	十四 番	鈴木 真実
十五 番	佐々木 雄太	十六 番	杉本 俊比古
十七 番	加藤 麻里	十八 番	小原 正晃
十九 番	佐藤 正一郎	二十 番	三浦 茂人
二十一 番	鈴木 健太	二十二 番	佐藤 信喜
二十三 番	今川 雄策	二十四 番	高橋 武浩
二十五 番	北林 丈正	二十六 番	竹下 博英
二十七 番	石川 ひとみ	二十八 番	渡部 英治
二十九 番	東海林 洋	三十 番	石田 寛
三十一 番	原 幸子	三十二 番	工藤 嘉範

二十五 番	北林 丈正	二十六 番	竹下 博英
二十七 番	石川 ひとみ	二十八 番	渡部 英治
二十九 番	東海林 洋	三十 番	石田 寛
三十一 番	原 幸子	三十二 番	工藤 嘉範
三十三 番	近藤 健一郎	三十四 番	加藤 欽一
三十五 番	佐藤 賢一郎	三十六 番	小松 隆明
三十七 番	三浦 英一	三十八 番	土谷 勝悦
三十九 番	鈴木 洋一	四十 番	柴田 正敏
四十一 番	川口 一	四十二 番	鶴田 有司
四十三 番	北林 康司		

三十三番	近藤健一郎	三十四番	加藤 鋳一
三十五番	佐藤賢一郎	三十六番	小松 隆明
三十七番	三浦英一	三十八番	土谷 勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田 正敏
四十一番	川口 一	四十二番	鶴田 有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報報監	土田 元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤 正和
健康福祉部長	佐々木 薫
生活環境部長	柳田 高人
農林水産部長	佐藤幸盛

産業労働部長	佐藤 徹
建設部長	佐藤 秀治
会計管理者(兼)出納局長	奈良 聡
財政課長	村田 詠吾
教育委員会教育長	安田 浩幸
警察本部長	久田 誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、二月二十四日、知事から次の議案が提出された。また、下段のとおりそれぞれ関係委員会に付託した。

- (1) 議案第一〇一号 令和三年度秋田県一般会計補正予算(第一号)

●議長(柴田正敏議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、七番宇佐見康人議員、四番高橋豪議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(柴田正敏議員) 御異議ないものと認めます。まず、七番宇佐見議員の発言を許します。

【七番(宇佐見康人議員)登壇】(拍手)

●七番(宇佐見康人議員) おはようございます。自由民主党会派の宇佐見康人です。一般質問の機会をいただき、先輩、同僚の皆様には感謝申し

上げます。

早速ですが、通告に従い質問をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス関連の情報発信についてです。

新型コロナウイルスが世界中で感染拡大してから、はや二年が過ぎました。今年に入ってからには県内でも感染が急拡大しており、対応に当たられている担当部局の皆様、医療従事者の皆様には、一県民として感謝を申し上げます。

一昨年の今頃は、新型コロナウイルスがどのような特性を持ち、どれほどの脅威なのかも分からず、手探りの状態でした。そうした中でも、県内での抑え込みは一定程度上手くいっていたと思います。しかし、まん延は抑え込むことができていても、リスクトレードオフの観点で見ると、新型コロナウイルスとの闘いにより失ってしまったものも多くあります。例えば、子供たちの学習や体験の機会、コロナを過剰に恐れる余りに失ってしまった飲食店での外食の機会、感染を恐れる余りに生じた健診の未受診など。世界的な感染が三年目に入るに当たって、いまだ、正しく怖がることへの啓発と、リスクコミュニケーションを再度行っていくべきだと考えています。

二年前から今も変わらず陽性反応者数だけが大きく取り上げられ、実際のリスク以上の評価がされているのではないのでしょうか。私たちがそろそろ冷静に判断しなければいけないのは、PCR検査で陽性だったかどうかばかりではなく、新型コロナウイルスにより重症化した人が何人いて、医療体制にどれくらい影響が出ているのが重要であるということだと思います。忘れてはいけないことは、コロナだから重症化してはいけない、助けないといけないということではなく、コロナであってもほかの病気であっても、全てにおいて健康に生き、人生を謳歌し、天寿を全うすることなのではないのでしょうか。同時に、どのような状況になれば収束したと言えるのかということを、県だけでなく国も示していかなければ、暗闇の中を光も見えずに走り続けることとなり、コロナで亡

くなる人以上に、命に関わる人も本格的に増えてくるのではと危惧しています。

G。T。事業により全国で感染が広がったと指摘する人がいます。確かにそのような側面もあるかもしれませんが、同時に、その事業のおかげで生き延びられたという人もいます。一昨年、東京都が「夜の街関連」の対策を行い、その対策が全国へと広がったことで、夜の飲食店が感染源であるかのような報じられ方や認識が広がりました。ウイルスにとっては朝も昼も場所も関係ありません。

飲食の関連の方々は、この二年間、歯を食いしばりながら頑張ってきました。先月二十七日に、私たち県議会自由民主党の若手有志から知事に対し、まん延防止等重点措置の適用申請についての要望書を提出しました。同措置の本来の趣旨と、実際に取られている対策が違ってきているというのは、重々承知の上ではありますが、県内の飲食店は多大な影響を受けており、営業努力だけではどうしようもない状況まで来ているため、申請してほしかったというのが正直な気持ちです。

現状への不満が高まり、精神的にも経済的にも限界にきている人たちが増え続ける中で、アフターコロナを見据えた対策を行っても、その効果はなかなか上がらないと私は思っています。リモートワークに対応できる人や、すぐに業態変更に対応できる企業だけが収入を得られる未来がコロナを克服した未来と言えるのか、常々考えさせられています。

冒頭にも話しましたが、正しく怖がることの徹底と、県民とのリスクコミュニケーションを密に行えば、感染症以外の被害はもっと防ぐことができるのではないのでしょうか。そのためには、丁寧な説明をはじめとする適時適切な情報発信は欠かせません。県民の方からは、「情報が分かりづらい」、「不安をあおられているように感じる」、「飲みに行くのが社会悪であるように感じる」などの声も寄せられており、改善していかなければいけない面も多々あるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺いますが、これまでの二年間を振り返り、新型コロナウイルス

ウイルス感染症に関する情報発信の在り方が正しく怖がることへつながっていたと考えるか、また、今後に向けた改善点についてもお聞かせください。

次に、飲食店認証制度について伺います。

どんな対策をしても感染するときは感染してしまいますが、普段から基本的な対策をすることで感染防止と経済再生の両立は十分可能であると考えています。リスクをゼロにすることは不可能ですが、可能な限りリスクを抑え、そのリスクとうまく付き合っていくことはできます。

昨年五月二十八日から、県による「新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度」が始まりました。併せて、県内で飲食店を営む事業者に対して、三十万円を上限に認証取得に向けた設備導入に係る経費を支援する事業も始まりました。当初の想定では、今年二月末までに二千件の認証を目標としていましたが、二月十日現在の認証件数は六百九十七件、申請件数でも八百四十九件であり、二千件にはほど遠いものとなっています。

二月末まではまだ日数が数日ありますが、現実問題として目標達成は厳しいのではないのでしょうか。新年度予算案においても、これら事業の予算が計上されていますが、これまでの取組に対する客観的な分析がなければ、認証店舗数を増やすことにはつながらないと考えています。

そこで、認証店舗数が低迷している理由をどのように分析しているのか、また、その上で認証制度と認証に向けた設備導入支援を継続する理由について、知事に伺います。

各飲食店からは、「認証を取得したが、感染を防げるわけではないし、お客さんが特段増えるわけでもないのです、お金をかけても意味がなかった。」、「認証は取得したものの、結局はお客さんの意識と感染状況で、認証を取得すること自体には大きな影響はなかったように感じる。」、「パーティションなどを設置はしているものの、聞き取りづらくて声が大きくなり、かえって不安になることがある。」などの声が寄せられて

います。

認証制度は、個人的には安全対策ではなく、安心対策に重点を置いた施策なのだと思います。実質半年間事業を行ったことで、効果についてもデータとして見えてきていることと思います。

そこで、認証基準を満たすことでどのような効果があったと分析しているのか、また、認証制度や認証基準について懐疑的な声も寄せられている中で継続するのであれば、基準の見直しも検討すべきではないかと思いますが、生活環境部長のお考えを伺います。

次に、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（案）」について伺います。

今議会で可決されれば、四月一日から条例が施行となり時間的な余裕がないことから、一般質問になじまないような細かな点までお伺いしますが御容赦ください。

前提として、本条例案の趣旨には賛同していますし、世の中から一日も早く差別をなくし、県内に限らず、世界中の人権意識が向上して、人類は皆平等であるという認識を持ち、全ての人が笑顔で暮らせる社会にしていくというのは、私たち政治家の果たすべき責務の一つであると考えています。しかしその反面、本条例案に限らず条例制定に当たっては、抜け道や不備がないかを精査していくことは、リスクマネジメントの上でも必要不可欠であるとも考えています。そういった前提の下で質問をさせていただきます。

まず、今議会での条例制定についてであります。

令和二年十二月の一般質問から、機会があるごとに本条例案については、本条例の制定に向けて、知事から「相当にきめ細かな配慮が求められるものと認識しています。今後の条例の制定に向けた検討に際しては、先進事例の研究や関係機関等との調整を綿密に行うとともに、県民や専門家の御意見等も幅広く伺いながら取り組んでいくものと考えておりま

す。」と答弁があり、同じく再質問では「条例を作るのが先決ではなく、理解と条例制定、これを同時並行に行って、最終的に理解が広まった、まあ広まったという前提のもとに条例を完結することになるのではないかと思います。」と答弁をいただきました。

個人的には、まだ議論の過程であり、十分な理解を得られた状況ではないと思いますが、知事は、何を持って理解を得られたと判断し、今議会での条例制定と四月一日からの施行を目指すのか、その考えを伺います。

次に、対象となる差別についてであります。

本条例案では、「あらゆる差別を禁止する」ことを規定しています。単純なレイシズム、セクシズム、エイジズムなどは禁止されて当然だと思いますが、近年では、差別をなくすことを目的とした施策が過剰に評価されるようになり、逆差別などの課題も取り上げられるようになってきました。県内でも、例えば、年齢だけで線引きした施策などが実施されています。

欧米諸国では、こういった年齢だけで施策の対象者を線引きする施策は逆差別に当たり、対象とならない人の権利を侵害していると考えられる人もいますし、そもそも高齢者を対象とする施策は、歳を取ることへのマイナスなイメージを持たせてしまい、差別のきっかけになり得ると考える人たちもいます。単純に年齢だけで線引きをする施策は減ってきています。また、カナダをはじめとする国では、高齢者でも若者のコミュニティに入ることで、逆に若者が高齢者のコミュニティに入ることができるようになった反面、高齢者というだけで優遇される施策や、若いというだけで優先される施策は減少し、そのような理論は通用しないと聞きます。さらに、年齢による線引きは、対象外の年齢層に不利益を与える可能性がある間接差別として禁止する国もあります。

そこでお伺いしますが、県が想定している「あらゆる差別」には、今例示したような、逆差別や間接差別といった要素も含まれるのか。また、

仮に含まれるとしたら、県が年齢を区切って実施している各種施策との整合をどのように図っていくお考えなのか、陶山理事にお伺いします。

次に、差別禁止の明記についてであります。

令和二年十二月の一般質問で、トランスジェンダー女性の権利と生物学的女性の権利について質問をした際、LGBTの方々を支援する団体に所属する方から、差別主義者という内容の電話やメールをいただきました。私の認識不足もあるのかもしれませんが、実際に起きている問題や課題を議論すること自体が差別に当たるとする考えは、私には理解ができません。解決すべき課題や問題提起をするだけで差別主義者と呼ばれるのであれば、冷静で客観的な議論はできなくなってしまうのではないのでしょうか。

国のLGBTに関する法律の議論の中で、野党案と自民党案で大きく違うのは、法律の中に禁止規定を盛り込むか、または理解の増進を目的とするのかです。

LGBTに関する項目以外にもまだまだ議論すべき点が多くあり、対象が幅広い本条例案に禁止規定を設けてしまうのは、「こうでなければならぬ」という価値観の押し付けにもつながり、多様性に向けた社会づくりとは少し趣旨が変わってくるのではないのでしょうか。

大切なのは、互いの違いを尊重し、認め合うことのはずです。現時点で何を持って差別とするのか線引きが難しいこと、明確にできないことを条例で禁止とするのは、運用上も無理があるように思います。

また、おのおのの権利がバッティングしてしまった際の判断基準として、過去の答弁の中では「社会通念上判断する」という答弁がありましたが、今はまだグローバルスタンダードにはなっていないと思いますが、既にアメリカではスポーツ界はじめ学校や教育の現場で、トランスジェンダー女性対女性の戦いが始まってしまっています。また、トランスジェンダー間でも、性同一性や性自認を判別することに医師が介入すること自体が差別であり、あくまでも本人の申告だけでいいとする当事者や支援者も

いれば、あくまでもトランスジェンダーかどうかは、治療歴や性別変更の有無を調べればすぐ判定できるので、仮に女装をした男性が女性の権利を侵害したとしてもそれは別の議論であり、性自認が男性の女装家はトランスジェンダーではないと主張する当事者や支援者もいます。しかし、既にアメリカの一部州では、医師による診断を不要とするところもあります。

何をもって差別とするかは本人と相手との関係性にもよりますし、グローバルスタンダードが全て正しいとも思いませんが、判断も人それぞれで曖昧なままであることに対しては、条例を施行してから理解を促進していくのではなく、広く理解を得た上で施行すべきではないでしょうか。

「禁止」という言葉を辞書で引くと、「ある行為を行わないように命令すること」とありました。今回の条例案は対象も広く、行政としても判断をしづらい分野も多く含まれています。

そこで、陶山理事に伺います。「差別の禁止」ではなく、それぞれの差別や偏見に対して理解の促進を条例で定めるべきであると考えているのですが、条文に「差別の禁止」を明記した理由をお聞かせください。

次に、差別状態の解消に向けた取組についてであります。近年、ルッキズムやマイクロアグレッション、アンコンシャスバイアスなど、差別に関する考え方も多様化してきています。また、あらゆる差別を禁止とした場合、伝統や文化ともバッティングするケースも発生してきます。

以前、例えば、「秋田美人」という極めて外見への評価に近い表現も差別となり得ることをお話ししましたが、あらゆる差別を禁止するといふのであれば、「秋田美人」という表現も使いづらくなってしまおうのではないかと危惧しています。

「多様性に満ちた社会づくりに関する指針」の素案では、具体例を挙げ、また、判断に当たって配慮すべき点を明記しています。合理的な理

由による差別まで禁止するものでないと理解はしていますが、一方で、そうした判断基準は、持ち場・立場で変わり得ることですし、社会情勢でも大きく変わり得ることもあります。

そこで、県として今後相談体制も整えて取組を進めていこうとする中で、こうした様々な差別の状態に対してどこまで踏み込んで解消しようとしているのか、陶山理事に伺います。

次に、パートナーシップ証明制度についてお伺いします。昨年十二月の鈴木健太議員の一般質問で明らかになりましたが、県は性的少数者を対象としたパートナーシップ証明制度を創設すると表明しました。県内にも、婚姻と同等の権利が得られずに困っている方もおり、制度の創設自体は有意義なものになるものと感じています。

しかし、この制度にも課題は少なからずあります。先日、LGBTの当事者の方から、「制度を導入するならば、同性だけではなく異性間も対象してほしい。」という声がSNSで複数寄せられました。理由を伺ったところ、「制度自体はうれしいが、同性間だけの制度であれば間接的なカミングアウトにつながりかねない。」というもの。また、「同性間では婚姻関係にはなることはできないが、世の中には婚姻関係を選択しない異性間のパートナーも多くいる。事実婚でも婚姻と同等の権利を得られる風潮にはなってきたが、そういった方々も認め、誰でも活用できるものにしてほしい。」というものでした。

同性婚には様々な課題が残っていますが、同様に事実婚にも課題が残っています。例えば、私の友人に事実婚だった方がいます。その友人には子供が一人いますが、その子は母親の戸籍に入っており、認知している父親とは名字が違います。一昨年、子供がけがをしてしまい、父親が病院へ連れて行きました。その際、緊急の手術が必要となりましたが、親子関係を証明できるものがなく、母親の同意を得るまでは手術できないとなったそうです。そのときに、子供を守るため入籍を決めたそうですが、同じような課題を持つ事実婚の方はいると思っています。

ある調査では、全国にはLGBTの方が約一千万人いると推計されています。そして、全国の自治体で実施されているパートナーシップ制度の利用者は約二千五百組、五千人だとされています。事実婚の全国人数は把握できませんでしたが一定数はおりまし、実際に横浜市では異性愛者もパートナーシップ制度の対象者とし、全体的な利用者も増え、結果的に同性間の利用者も増えているとのことでした。

国レベルでは、自民党がLGBTに関する施策を行っていく上で重視している大きな方向性に「カミングアウトしなくてもいい社会」というものがあります。県はパートナーシップ制度の概要をまだ明らかにしていませんが、制度を創設するのであれば、それによって救われる人を増やし、かつ、望まないカミングアウトの可能性を少しでも取り除いていく内容にすることが必要と考えます。

そこで知事に伺います。県が制定を目指すパートナーシップ証明制度は、いつから、どのような人たちを対象とする制度として開始するお考えなのか。また、私は、性別にかかわらず、事実婚なども幅広く対象とするべきと考えますが、その点に関してもいかがお考えかお知らせください。

併せて、秋田市でも同種の制度を来年度中に開始するとしていますが、パートナーシップ制度に関しての自治体間の連携の在り方については、どのような検討を行っているのかも伺います。

次に、女性活躍の推進について伺います。
昨年の決算特別委員会での議論の中で不思議に思ったことがあります。それは、「女性の新規就業支援事業」に関してです。結婚や出産で離職している人で、かつ、現在積極的な就職活動を行っていない女性の就業を促進する事業ですが、そもそも自ら望んで離職する場合は別として、結婚・出産を理由により離職をする必要はないはずで

す。しかし現実問題として、結婚や出産を理由として離職する人は多くいます。友人にも出産を期に会社を辞めた人、事実上辞めさせられた人が

何名かいます。理由を聞くと、「産休育休を申請したら新しい人を雇うから辞めてほしいと言われた。」、「迷惑がられて会社に居づらくなり自分から辞めた。」などの理由でした。しかし、こういった事例は労働基準法に反していますし、また、人口減少対策を重点的に進める県としても放置することはできない問題であると考えます。

今、事例として出した「女性の新規就業支援事業」自体は、結婚・出産による離職が前提の施策ですが、そもそも結婚・出産によって離職しなければならぬような状況そのものを正し、結婚や出産を経ても、女性が継続して活躍していける企業に転換していくこと、そしてそれが当たり前である社会を築いていくことは県の果たすべき役割と考えます。そこで陶山理事にお伺いしますが、結婚・出産を契機とした離職がいまだに続いていることに対する現状分析とそれに対する御認識、また、こうした現状を改善し、女性が活躍していける社会の実現に向けた県の姿勢についてお聞かせください。

最後に、下新城地区工業団地整備及び再エネ工業団地整備について伺います。

来年度予算の柱の一つとして、「カーボンニュートラルへの挑戦」が掲げられています。

三年前の初当選直後から委員会や一般質問で、私も、本県はポテンシャルが高いので是非カーボンニュートラルを目指してほしいと提案をしてきました。また、菅義偉前首相が打ち出した「二〇五〇年カーボンニュートラルの実現」に向けた洋上風力発電の導入促進策と歩調を合わせ、県でもカーボンニュートラルに本格的に取り組んでいく前向きな姿勢が見え、うれしく思っています。

カーボンニュートラルを目指していく上では、物理的な課題、財源的な課題が幾つかあります。環境面に関しては、福祉環境委員会の中で詳しく議論をさせていただきたいと思っています。

しかし、その議論の前提として、県は、秋田市下新城に、使用電力の

全量を再生可能エネルギーで賄うという新たな工業団地の整備に着手するための関連予算を新年度予算案に盛り込みました。カーボンニュートラルへの流れが加速化する中で、非常に注目される前向きな事業と思いますが、まず、下新城工業団地は、どれくらい経済効果を想定しているのか、また、工業団地を整備した際にどのような企業の誘致を目指しているのか、また、整備のコンセプトを含めてお聞きかせください。

また、これは提案になりますが、工業団地整備に際して、誘致企業による「PPA」の導入や、大規模停電時に自立して電力を供給できるエネルギーシステム、いわゆる「地域マイクログリッド」の導入など、エネルギーの地産地消の観点からのアプローチも併せて検討できるのではないかと考えますが、産業労働部長のお考えをお聞かせください。

以上で私の一般質問を終了します。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。宇佐見議員の一般質問にお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関連の情報発信でございます。

これまで県民の皆様に対しては、感染が拡大している時期には、不要不急の県外との往来や大人数での会食の自粛を求める一方で、感染が落ち着いた時期には、プレミアム飲食券の積極的な利用や県民割を活用した県内旅行を促すなど、感染の状況やウイルスの特性等にに応じて、様々な媒体・機会を活用し、時には私自らが直接訴えかけるなどして、タイムリーに情報を発信してまいりました。

こうした呼びかけが、県民の行動変容を促してきたものと捉えておりますが、ワクチン接種や治療薬の開発・普及が進むほか、このたびの第六波では重症化率の低下がみられるなど、新たなステージに移行しつつある状況を踏まえれば、社会経済活動の維持も念頭にいた感染防止対

策に関する広報が、これまで以上に肝要になってくるものと考えております。

一方、今回のオミクロン株については、重症化率は低いとはいえ、新規感染者の増加により重症者が増えることは否めず、可能な限りこれを抑え込む必要があります。

そのような中で、先般、新聞で広報したように、例えば、人との会話における望ましい距離やマスクなしの会話での感染リスク上昇の件などを具体的に示すなど、最新の科学的知見に基づく分析や統計データを交え、過度の萎縮を招くことのないよう十分留意しながら、正確で分かりやすい情報発信を行ってまいります。

次に、飲食店認証制度について、現状分析と関連事業の継続です。

事業者が認証を取得しない主な要因は、認証店に限定した支援金等の経済的インセンティブがないことや、感染者が増加すると認証の有無にかかわらず利用者が減少すること、利用者が行きつけの店を選択する傾向が強いことなど、認証取得のメリットを感じにくいとの受け止めがあるものと考えております。

この制度については、開始以来、毎月百件程度の申請があるなど、一定の需要があることや、国が感染拡大時の人数制限を緩和する前提としていることから継続が必要であり、設備導入支援についても、事業者の負担軽減のため、引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（案）」について、今議会での条例制定であります。

多様性に満ちた社会づくりの推進に向け、課題や必要な取組を把握するため、有識者会議や県内三地区における意見交換会、差別の当事者への聞き取り調査、県民へのウェブアンケート等を行い、幅広く意見を伺うとともに県議会においても条例と指針の素案等を示しながら、丁寧な説明に努めてまいりました。

また、有識者会議等においては、新型コロナウイルス感染症の患者等

に対する誹謗中傷や、性的指向等を理由とする差別、様々なハラスメントの存在等が指摘されるとともに、これらの対応についての議論の中で、速やかな対策が求められております。

こうした事案については様々な意見があり、また、心情的な側面もあることから、進め方や手法などの完全な一致は難しいものと考えますが、これまでに伺った県民の声を総合的に勘案すると、時期も含めて条例制定に対する一定の理解が得られたものと認識しており、四月一日からの施行を目指してまいります。

条例の制定は、あらゆる差別の解消を図るためのスタートであり、これをシンボルとして、県民とその基本理念を共有し、指針に分かりやすく具体例を示すなど、更なる理解の促進を図りながら、安心して暮らすことができる優しさと多様性に満ちた社会づくりを推進してまいります。次に、パートナーシップ証明制度であります。

「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」の趣旨に鑑み、性的少数者の生きづらさを解消することを目的として、性的指向が必ずしも異性愛のみでない方や、性自認が出生時の性と異なる方などの性的少数者を対象として、四月一日から導入したいと考えております。

法的な効果はないものの、婚姻に準じた関係を県が認めることにより、性的指向や性自認によって差別されることなく、安心して暮らせるようにすることが制度の趣旨でありますので、様々な事情で婚姻を選択しない方がいることは承知しておりますが、事実婚の方まで対象とすることは現在のところ考えておりません。

また、県と同様に導入を検討している秋田市とは、申請手続きやサービスの提供において、当事者の負担が生じないよう十分に連携を図ってまいります。

さらに、制度の実施に当たっては、パートナーシップの証明を受けた方々が、できるだけ多くの恩恵が受けられるよう、住民に身近なサービスを提供する市町村にも働きかけているところであり、市町村との連携

強化と併せて、県民の理解の促進にも取り組んでまいります。私からは以上であります。

【理事（陶山さなえ君）登壇】

●理事（陶山さなえ君） 私からは、四点についてお答えいたします。

まずは、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」の対象となる差別についてであります。

このたびの条例案では、人種や性別、年齢等を理由とする差別をしてはならないこととしており、差別を解消するための優遇措置等の結果において他方に不利益が生じる逆差別や、外形的には問題ない規定等の内容が、実態として特定の属性集団に相当程度の不利な取扱いとなる間接差別についても、社会的に合理的なものとして容認されない場合には、差別に含まれるものと考えております。

しかしながら、県の施策・事業においては、それぞれの分野における目的や必要性に基づいて、合理的な取扱い上の違いとして支援対象を区分しているところであり、本条例との整合性は確保されているものと認識しております。

次に、差別禁止の明記についてであります。

条例案は、多様性に満ちた社会づくりに向けた基本理念を定めるものであるとともに、こうした理念の共有に基づいた行動規範として、その実効性を確保するため、県民や事業者に対して差別の禁止を明示するものであります。

条例案においては、県が学習や議論の機会の提供等の基本的な施策を講じることや、施策を総合的に推進するため指針を定めることを規定しており、この指針に差別等の具体例や判断に当たって配慮すべき点などを示し、条例の制定がゴールではなくスタートとして、多様性に満ちた社会づくりについての県民及び事業者の理解を深めてまいります。

次に、差別状態の解消に向けた取組についてであります。各種意見聴取において、差別の中には、心身や財産に被害を及ぼすよ

うな明確なものから、一方の権利を保障することで他方の権利が侵害されるものなど、様々な態様があることを把握しております。

今後、条例が制定された場合には、差別の解消に向けた具体的な取組を推進してまいります。設置する相談窓口において、被害の内容や態様に応じて指針に基づく事例や考え方を紹介し、また、最適な専門機関に速やかにつないでいくなど、相手に寄り添った対応を行う必要があると考えております。

また、社会情勢等に応じて提起される新たな課題については、有識者会議等の意見を聴取し、県民の理解の促進に向けて必要な施策を講じてまいります。

最後に、女性活躍の推進についてであります。

平成二十九年の総務省の調査によれば、本県における出産・育児を理由に離職した女性の割合は、全国平均を一ポイント下回り五・九％となつているほか、女性の有業率は、前回調査から五・四ポイント上回り七〇％を超えるなど、女性が継続して働ける環境づくりは徐々に改善しつつあります。

県では、女性の継続就業については、あきた女性活躍・両立支援センターを通して、非正規から正規への転換や雇用の継続、ライフステージに合った多様な働き方の導入など、女性が働きやすい職場づくりに向けた啓発や助言等の支援を行っております。

また、女性の継続就業に確実につなげていくためには、経営者の理解促進のみならず、実効性のある企業支援とともに、女性自身の意識改革が必要であります。

このため、企業の取組の促進に向けては、女性の採用や登用、継続雇用を経営のメリットとして捉えてもらえるよう、好事例を積極的に発信するほか、数値目標を掲げて女性の採用等に積極的に取り組む中小企業を対象に、「えるぼしチャレンジ企業」として認定する制度を創設し、支援してまいりたいと考えております。

さらに、女性自身の意識改革に向けては、働く女性のネットワークを官民一体で構築することにより、相互研さんとともに、秋田で働く良さや悩みを共有し合える機会を提供し、女性の挑戦や活躍を応援できる環境づくりを進めてまいります。

こうした企業の取組への支援と、女性自身の意識改革の二軸により、本県の女性活躍を推進し、持続可能な活力ある秋田の実現に取り組んでまいります。

私からは以上です。

【生活環境部長（柳田高人君）登壇】

●生活環境部長（柳田高人君） 私からは、認証基準の見直しについてお答えいたします。

本県の認証基準は、国の通知や専門家の意見を踏まえ、感染者が来店しても感染拡大を防止できるという視点で策定しており、基準を満たすことにより、感染リスクを下げる効果があるほか、県民の方々にも安心して利用していただいているものと考えております。

認証制度等については、事業者から、「事情がある場合は基準を緩和してもよいのではないか。」という意見がある一方で、「自分の対策が間違っていないかったことが確認できた。」等の肯定的な意見も寄せられております。

認証基準は、マスクの着用や換気の徹底、客席の間隔の確保など、基本的な対策を中心に定めたものであり、今後国から新たな知見が示された場合には、見直しを検討してまいります。

私からは以上であります。

【産業労働部長（佐藤徹君）登壇】

●産業労働部長（佐藤徹君） 私からは、下新城地区工業団地整備及び再エネ工業団地整備についてお答えをいたします。

カーボンニュートラルの世界的な潮流は、豊富な再生可能エネルギーを活用できる本県にとって追い風になっており、企業誘致においては脱

炭素化への対応を目指す企業に対して大きなセールスポイントになるものであります。

県では、洋上風力発電の運転開始を目的に、下新城地区工業団地を再エネ工業団地として整備することにしており、カーボンニュートラルに積極的に取り組む先進的な企業の集積を図り、全国のモデルとなる本県の取組をアピールすることで、更なる産業集積につなげてまいりたいと考えております。

再エネ工業団地の整備に当たっては、再生可能エネルギーの電源構成や送配電方法、PPA事業や地域マイクログリッドも含め、カーボンニュートラルを実現する工業団地としての諸条件の調査を行うこととしており、今後はそれらの結果を踏まえ、工業団地のインフラ整備について検討を進めてまいります。

私からは以上です。

●七番（宇佐見康人議員） 一点だけお伺い、再質問させていただきます。

多様性条例についてですが、今後、相談体制を整備していく中で、先ほど秋田美人に関する取扱いを聞きましたが、そういった問題は結構あると思います。お祭りもそうです。そういった中で、県としては相談は受け付けるけれども、そこに対してのジャッジ、これが良くて、これはだめというのは、なかなか県としては決めづらいと思うのですが、そういったところまで踏み込んでやっていくのかどうかをお聞かせください。

相談体制を整えていく中で、例えば、こういうことに困っている、こういう差別を受けたといった際に、明らかに差別であれば「いや、それはだめですよね。」というか、「それは差別に当たりますね。」という判断はできると思います。ただ、質問の中でもお伺いしましたが、秋田美人だとか、あとは、先日の総括審査で竿燈だとか、そういった今まで想定できなかった差別に関する相談というのも今後出てくると思います。ただ、それに関しては、県としてはなかなかジャッジはできないと思います。それで、先ほど関係機関を通す、おつなぎするということだった

のですが、そういった相談が来た場合の対応というか、ジャッジができないものに対してどこまで踏み込んで判断していくのかというのをお伺いします。

【理事（陶山さなえ君）】

●理事（陶山さなえ君） 御質問ありがとうございます。今のお話のように秋田美人、先ほどの御質問にもありますが、名詞として使う分には全然問題はないと思いますが、使い方によっては人を傷つける意味合いの言葉になる、「秋田美人という割には」とか、そういう使い方になると、やはりそれが差別なりにつながると思っております。

今お話しいただきましたように、今まで認識していない差別、これからいろいろなものが出てくると思います。LGBTなど、それからコロナなどもその例だと思っておりますが、現在それがジャッジできない場合などは、様々な有識者の方々から意見を伺いながら、そしてそれをどうしていくかというのをこの指針の中に新たに盛り込んで、県民の皆様にかつていただけるように進めていきたいと思っております。

相談窓口は、明らかにジャッジできるもの以外は、いただいたものを最適な方につないで、そこと相談をしながら対策及びその解決に向けて進めていきたいと思っておりますし、その数が増えるものについては、先ほど申し上げたような有識者会議や様々な会議でそれを取り上げて、そのジャッジの方向性というものを、県民の理解をいただきながら決めていきたいと考えております。

以上です。

●議長（柴田正敏議員） 七番宇佐見議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時五分再開

出 席 議 員 四十三名

一 番	小野 一彦	二 番	松田 豊臣
三 番	鳥井 修	四 番	高橋 豪
五 番	瓜生 望	六 番	島田 薫
七 番	宇佐見 康人	八 番	住谷 達
九 番	薄井 司	十 番	加賀屋 千鶴子
十一 番	吉方 清彦	十二 番	児玉 政明
十三 番	小山 緑郎	十四 番	鈴木 真実
十五 番	佐々木 雄太	十六 番	杉本 俊比古
十七 番	加藤 麻里	十八 番	小原 正晃
十九 番	佐藤 正一郎	二十 番	三浦 茂人
二十一 番	鈴木 健太	二十二 番	佐藤 信喜
二十三 番	今川 雄策	二十四 番	高橋 武浩
二十五 番	北林 丈正	二十六 番	竹下 博英
二十七 番	石川 ひとみ	二十八 番	石田 寛
二十九 番	東海林 洋	三十 番	渡部 英治
三十一 番	原 幸子	三十二 番	工藤 嘉範
三十三 番	近藤 健一郎	三十四 番	加藤 鉦一
三十五 番	佐藤 賢一郎	三十六 番	小松 隆明
三十七 番	三浦 英一	三十八 番	土谷 勝悦
三十九 番	鈴木 洋一	四十 番	柴田 正敏
四十一 番	川口 一	四十二 番	鶴田 有司
四十三 番	北林 康司		

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（柴田正敏議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。四番高橋議員の発言を許します。

【四番（高橋豪議員）登壇】（拍手）

●四番（高橋豪議員） 昨年十月に仙北市選挙区から選出されました、自由民主党会派の高橋豪でございます。県議会議員としてまだ日が浅く、不慣れな点も多い中、今回、初の一般質問への登壇機会を与えていただきました先輩議員の皆様方に対し、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そして、今日は、私の地元である仙北市からも多くの皆様が傍聴に訪れてくださいましたことは、新人の私にとりましては大変心強く、また、日頃から議会の活動やまちづくりに関心を示していただき、様々な角度からの御指導を賜っておりますことに、この場をお借りし、改めて御礼を申し上げます。

まだまだ経験の浅い新米議員ではございますが、人口減少や少子高齢化などの大きな課題を一つ一つ乗り越え、皆様方と共に豊かな秋田の将来を築いてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問最後の登壇となり、先輩議員の皆様方の御質問と一部重複した内容もございますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。通告に従い一般質問に入らせていただきます。

はじめに、「新秋田元気創造プラン」についてお伺いします。

昨年、一昨年と猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、昨年末に一度は落ち着いております。まずは感染された方の一日も早い御回復をお祈りいたしますとともに、自らの感染リスクを顧みず最前線で懸命に奮闘されている医療従事者の皆様をはじめとした多くのエッセンシャルワーカーの方々に対し、心から感謝を申し上げます。また、佐竹知事をはじめ県当局の皆様方におかれましても、コロナの状況が日々変化する

中であつて様々な対策に御尽力されておりますことに、改めまして敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、人々の暮らしが大きく制限され、その価値観は急速に変化しました。日本においては、昭和的な働き方は終わりを迎えつつあり、新型コロナウイルスのまん延を機に、テレワークの導入や、これまで課題だったデジタル化が加速し、会議や飲み会の機会も減少するなど、働き方やキャリア観が変わることで、企業の採用や評価の在り方にも大きく影響が及んでおります。また、家族との時間を大切にす家族志向の高まりや、若い世代を中心に、地球環境や、人々、社会に配慮したエシカルな生活スタイルが浸透しつつあります。

こうした中、総務省が一月に発表した住民基本台帳に基づく二〇二一年の人口移動報告書では、東京都の転入者が転出者を上回る転入超過の数が、前年より二万五千六百九十二人減って五千四百三十三人と、外国人を対象に含める集計方法となった二〇一四年の調査開始以降、最小となったと報じられております。加えて二十三区に限っては、年間の転出者数が転入者数を上回り、初めて転出超過となるなど、これまでの東京一極集中の動きが鈍り始めたことからしても、そこに人々の価値観の変化と多様化が反映しているものではないとは言うまでもありません。

このように、世の中の価値観が大きく変わった局面において、県では、新年度からの新たな県政運営指針である「新秋田元氣創造プラン」の策定を進めているところでありますが、これまでの懸案である人口減少や少子化、高齢化など、本県の存続に関わる大きな課題克服に向け、こうした時流を的確に捉えた施策を展開するべきであります。

東京都からの転出先は、現状を見ますと、主に東京都から近い関東圏にとどまっておりますが、本県は、自然環境や文化、食の豊かさ、充実した教育環境など、多くの魅力を有しており、コロナによる人々の変化を十分に受け入れる土壌が既に整っているものと考えます。コロナを

きっかけに、秋田に人口を取り戻し活力ある秋田をつくる、コロナによるパラダイムシフトをどのように捉えてプラン策定を進めているのか、また、時代の潮流をどう読み、今後の施策をどのように実践していくのか、知事の御所見をお伺いします。

新プランでは、「賃金水準の向上」、「ガーボンニュートラルへの挑戦」、「デジタル化の推進」の三分野について、「選択・集中プロジェクト」として、今後特に注力し推進するとしております。中でも賃金水準の向上については、賃金水準が高いほど人口流入が大きいといった社会増減との相関関係に着目し、全国でも低位である本県の賃金を向上させることで、人口の社会減を抑制していくことが盛り込まれております。十二月に示された新プランの素案については、こうした部分についての具体的な目標値が設定されていないことが議論になりましたが、このたび再検討され、二〇一九年時点では地方圏平均の八七％と格差のある本県の賃金水準を、二〇二五年には地方圏平均の九五％、二〇三〇年には地方圏平均と同額まで増加させ、格差を縮小させていくこととしており、また、若者の県内就職促進を図るため、新規卒者の所定内給与額について、二〇二五年には全国平均額にまで引き上げることに加えられました。

議会や有識者会議での意見を反映したものではありませんが、当初難しいとされていた目標値設定に踏み込んだことについて、どのような判断があったのか、知事にお伺いします。

賃金水準を増加させるためには、県内各産業の労働生産性の向上を図る必要があることは新プランにも示されており、賃金引上げに取り組む県内企業への応援制度の構築や、M&Aによる経営規模拡大、付加価値の高い新たな商品やサービスの開発と研究育成、成長産業や先進的ベンチャー企業の誘致、県収支の改善に向けたブランド力強化などに取り組んでいくこととしていきます。

企業の生産性が上がるから賃金が向上するのか、賃金を上げるから生

産性が向上するのか、これについては様々な考え方が存在するようだが、いずれにしても賃金が上がることと労働生産性が上がることは大きく関連しています。より良いものをより安くといったような戦略は、人口が増加している場面であれば、新たな需要が開拓され、単価は下がっても売上は増加しますが、本県をはじめ日本全体の人口減により需要が減少している中において生産性を上げるには、簡単に申し上げれば「付加価値を高めた、より良いものを高く売る」という考えも重要だと思います。

佐竹知事には、賃金水準と労働生産性の向上について、まずは改めてこの分野に関する県民及び県内事業者の意識改革に努めていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

また、本県の人材のレベルは高いものがあるにもかかわらず、これまで安い労働力を提供してきました。この状況から脱却し、高い能力や技術、専門性でアフターコロナの時代を勝負する秋田へと変革させるためには、知事の強い覚悟とリーダーシップを発揮していくべきとも考えますが、御所見をお伺いします。

また、賃金水準を引き上げるため、県内事業者等に対しては、今後具体的にどのようなアプローチをしていくのか、併せてお伺いします。次に、デジタル化の推進についてお伺いします。

先月招集された通常国会での岸田総理が行った施政方針演説では、「新型コロナに打ち勝つことに全身全霊で取り組む」とした上で、経済再生の要として、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を実現し、官民協働で国民一人一人が豊かで生き生きと暮らすことのできる社会をつくっていくことを強く前面に打ち出しました。成長戦略の第一の柱として、デジタルを活用した池地方活性化を掲げ、新しい資本主義の柱は地方であり、「デジタル田園都市国家構想」を強力に推進し、地方から全国へのポトムアップ成長を実現したいとも述べられております。

「デジタル田園都市国家構想」は、自民党デジタル社会推進特別委員

会により二〇三〇年の日本を見据え、かねてより具体的提言がなされてきたものでありますが、今回、岸田総理は改めてこうした政策の実現を図るため、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を構築していく上で、地方からデジタルの実装を進めるとされました。これらの取組が、本県のような地方に軸足が置かれていることを踏まえれば、新プランやDX推進計画の案で示しているデジタル化の遅れや人材不足等の課題克服に対し、この政策が大いに合致していることは明らかであります。

医療や福祉、教育、地域公共交通など暮らしの分野、また、農林水産業、建設、製造業、サービス業などあらゆる産業分野、さらには行政分野と、幅広くデジタル化を普及させ、県民全てがデジタルのメリットを享受できる社会を早急に目指すべきであると考えますが、「デジタル田園都市国家構想」を受けて、県としてどのように本県のデジタル化を進めていくのか、知事にお伺いします。

政府はデジタル化に関連し、海底ケーブルで日本を周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を三年程度で完成させたいとし、各地に設置する大規模データセンター、光ファイバー、5Gと組み合わせることで、日本中どこでも大容量のデジタルサービスが使用できるようにするとしております。

社会や産業のデジタル化により、医療や教育、農林水産業などのあらゆる分野でデータを活用した新しいビジネスが生まれ、それによる社会課題の解決が期待される中、データを収集、処理する役割を担うデータセンターの重要性が高まっていることを背景に、総務省と経済産業省では、昨年十月から「デジタルインフラ整備に関する有識者会合」を開催し、本年一月にその中間取りまとめを発表しております。

その中では、デジタル化の進展に伴い、政府機関や事業者等が保有する個人情報・機微情報がデータセンターに格納されるようになるほか、交通・医療・教育などの社会活動のデータや、5Gに代表される通信の

高度化により、将来的には、自動運転や遠隔医療、遠隔教育、無人工場、無人農業など、人に依存しない通信が増加することが見込まれるとした上で、これまで以上にデータの蓄積・処理を行うデータセンターの役割が安全保障の観点からも重要であるとされております。

加えて、こうした社会のデジタル化によるデータの重要性の高まりを受け、データセンターを含め、5G網、光ファイバー網、インターネットエクスチェンジ、海底ケーブル等について、単なるデジタル産業のビジネスのための施設から社会生活を支えるデジタルインフラとして位置づけを変更し、他のインフラと同様に、その安定的な運営に政府としても責任を持つ必要があると提言しています。

有識者会合の資料によれば、我が国のデータセンターは、その八〇%以上が東京・大阪近郊に存在しており、自然災害等による重篤な被害も想定されることから、災害時のレジリエンス機能強化のためにも地方への分散が必要なことや、データセンターは現在でも日本の電力消費の一から二%という大量の電力を消費しており、今後もデータ処理量の増加により、更なるエネルギー消費量が見込まれることから、地方で生まれる再生可能エネルギー等を効率的に活用することなど、諸課題について触れられております。

また、データの保存処理等を行う拠点を海底ケーブルでつなぐため、現在ケーブルが敷設されていない日本海側の国内ケーブルも整備することとしており、こうした国の動向は、本県にとって大きなチャンスであります。

本県沖では現在、大規模な洋上風力発電の整備が進みつつあり、データセンターの電力を地元の再生可能エネルギーで賄うことも十分な可能性がありますし、雪国秋田の特性を生かし、サーバー冷却に雪を活用することも可能です。他県でも幾つか同様の事例があり、例えば、新潟県長岡市のデータセンターでは、雪を冷却に利用するほか、そこから発生する熱を利用し、植物工場で水耕栽培や水産養殖を行う取組が実施され

ており、発想次第では様々な相乗効果を生むことが期待されます。

これを機に、県としてもデータセンターの誘致に取り組んでみてはどうかと考えますがいかがでしょうか。知事の御所見を伺います。

また、経済産業省では今年一月三十一日までデータセンターに前向きな地方公共団体を募集したようではありますが、これに関し、県として何らかのアクションや検討をされたのかについても併せてお聞かせください。

次に、農業振興についてお伺いします。

世界人口の増加や経済の発展に伴う食料需要の増加、気候変動などにより、我が国の食料安定供給への影響が懸念される中、本県は恵まれた環境を活かした農業県として、これまで日本の食を支えてきました。一方で本県は、人口減少と高齢化が日本一早いスピードで進んでおり、農業分野においても次の世代への事業承継や人材の育成と確保が常に課題とされてきました。

「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」の素案にも示されているとおり、本県の販売農家数は、平成二十七年の三万七千八百十戸から令和二年では二万七千七百八十戸と、この五年間で約一万戸、実に四分の一以上が減少したことになりますが、それと同時に、一戸当たりの経営規模は拡大傾向にあり、農業の大規模化は着々と進んでいることから、今後、生産性の向上と収益性の高い複合型生産構造へのシフトが一層期待されるところであります。

ただ、こうした状況の反面、県内農家の半数近くは中山間地域に存在し、経営耕地面積も県全体の四割以上を占めており、これまでも食料供給の重要地域とされてきましたが、こうした中山間地域ほど人口減少と高齢化の進行は著しく、また、平場と比較し生産条件が厳しいことから、担い手不足が顕著であり耕作放棄地が増加するなど、集落の活力低下が大変懸念されているところであります。

私はこれまで活動してきた中で、山あいの地域で農業を営む方々から

は、「大きくやろうにも条件が悪く難しいし、後継ぎもない。任せられる人もいないため、年も年だからもうやめることにした」といった大変寂しい声を何度も耳にしています。

農業の産業政策と地域政策は車の両輪としてバランスが重要であることは以前から言われておりますが、中山間地域をはじめとした農村は、農産物の生産のみならず、農地や周辺環境の維持、地域文化の継承やコミュニティの維持など、これまで多様な社会的役割を果たしてきたものであり、私たちが暮らしていくための国家の基礎であるとも言えます。

県でもこれまで、中山間地域直接支払交付金や「元気な中山間農業応援事業」などにより、様々な施策に取り組んできたところではありますが、農業経営に希望を持っていないといった多くの農家の方々の切実な声に対し、県としてどのように応えていくのか、知事の御所見を伺います。

さて、新型コロナウイルスのまん延を機に、人々の働き方が大きく変わり、リモートワークの普及により都会での仕事を田舎で行うハードルは相当下がったものと思われれます。県でもサテライトオフィスの誘致やリモートワーク移住の促進に力を入れているところではありますが、こうした人の流れを田園回帰に結び付けるためにも、半農半Xという働き方を求める方々の呼び込みに、より力を入れてみてはいかがかということをご提案いたします。

先日までの質問に対する答弁でも、知事はこの点について今後積極的に取り組んでいくとされておりましたが、この半農半Xは、小さな自給的農業で自分たちが食べる分を確保しつつ、残りの余力を自分の好きなX、やりたいことに充てるという生活の考え方でありますが、そのXに何を選択するのかは個人の自由であり、コロナ禍にあつてテレワークを推進する企業が増加した中、今では半農半サラリーマンを選択する人も多いと聞きます。

半農半介護士、保育士、歌手、ライター、プログラマーなど、X部分の職業は多種多様であり、農村で生活することの中に自分の好きな仕事

を取り込むことは、理想の人生を軸に日々の生活を組み立てるワークインライフを実現することにもつながります。また、こうした方々の移住が進むことで、本県の中山間地域農業が抱えてきた、人口減と高齢化による諸課題解決にも資するものと考えます。

農林水産省の「新しい農村政策の在り方に関する検討会」でも、こうした半農半Xや中山間地域での複合経営モデルが議論され、取組をさらに支援するなどの提言がされておりますが、半農半Xにおける自給的農業の部分で、大規模農家と競合しないようなニッチな作物によって高収益化を実現している事例も見られるなど、今後の進化も期待されます。

他県の事例として、島根県では、平成二十二年度から半農半Xに取り組む県外からの移住者を支援しており、農産物の年間販売金額五十万円以上を目指すこと等の条件を満たす県外からの移住者を半農半X実践者として認定し、就農前の研修費用や営農に必要な経費等の支援を行っています。類型では、半農半農雇用、これは農業法人等での雇用であります。半農半蔵人、酒造会社勤務。半農半除雪、高速道路などの除雪です。半農半サービス、道の駅の勤務であったり、新聞配達などがあります。半農半自営業、庭師、左官、写真家。半農半漁、河川漁業であります。といった様々なパターンがあり、令和二年度の認定人数は、前年度比で十一人増加し、八十五名となっていることが報告されています。

本県では、県や市町村観光協会などの努力により、先般、八峰町での半農半X体験が実施されたと同様にあります。ウイズコロナ・アフターコロナを意識した上で、これから先、各市町村や関係団体と連携し、このような取組をさらに拡大するべきであるものと考えます。今後の施策の進め方や拡大方針等について、農林水産部長にお伺いします。

また、これと併せて「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用について伺います。

「特定地域づくり事業協同組合制度」は、人口が急速に減少している地域において、事業者単位での年間を通じた仕事がない、安定的な雇用

環境や一定の給与水準の確保が難しい、といった課題解決のために、農林水産業、商工業、製造業、サービス業など多様な地域事業者が組合を組織し、他域の仕事をミックスした上で年間を通じた雇用を創出し、組合から各事業者へ人材を派遣する際に、国や市町村が財政支援を行うという制度であります。移住や人の呼び戻し、農山村の活性化、人手不足に悩む地域事業者の維持・拡大に資する施策であり、昨年十二月二十八日現在で、全国で三十の特定地域づくり事業協同組合が認定されているようです。

県内では東成瀬村が、令和二年にこの制度が発足した当初からいち早く検討を開始し、その後、「東成瀬村地域づくり事業協同組合」を設立し、県の認定を経て、令和三年一月より特定地域づくり事業を始めています。東成瀬村の場合では、夏場の農業と冬期の観光業を組み合わせることで通年雇用を生み出し、マルチワーカーとしての若者定住や移住促進によって、地域の維持と活性化を目指しておりますが、さきに述べた半農半Xともよく似た仕組みであり、今後の成果に大きく期待するところです。

この事業の対象は、主に過疎地域自立促進法に基づく過疎地域とされており、県内ではほとんどの市町村が対象地域となります。市町村の負担も発生はするものの、国による財政的支援等も受けられることから、東成瀬村の事例を参考に、県内対象地域の全域に広がっていくことを望むものであります。県としてこの事業の推進に対し、これまでどのように関わってきたのか、また、市町村等との連携も含めた今後の取組について、あきた未来創造部長にお伺いします。

次に、新たなブランド米「サキホコレ」の販売戦略についてお伺いします。

米どころ秋田の威信を賭けた長年の研究開発を経て、このたびデビューしたブランド米「サキホコレ」について、昨年十一月六日から始まった先行販売では、県内での注目度は絶大であり、販売店には行列が

でき、店頭からはすぐに商品がなくなってしまうなど、県民の「一度食べてみたい」という強い思いの表れにより、県内での売行きは大変好調でありました。実際に食べた方々からは、「香りが大変よく、深い甘みを感じる。」、「粒がしっかりして食感が良い。」など評判も上々で、ブランド米として今後ますます飛躍することが期待されております。

一方で、発売以前から、魚沼産コシヒカリや青天の霹靂、つや姫、ゆめぴりかなど有名ブランド米が群雄割拠する中、いかにして販売競争を勝ち抜いていくかが大きな課題とされており、知名度の向上や他品種との差別化の必要性が議論されてきました。

そういった中、心配だった点の中したかのように、先行販売では、県内での販売が好調な反面、首都圏の一部取扱店では売れ残りが生じてしまい、値下げされ販売されたことも判明し、早々にブランド米販売の厳しさを突きつけられた結果となりました。私の地元の農家の皆様からも、このことを大変残念がる声が多く、来年度の本格デビューについて不安を覚えるという意見も多数いただいております。

今後、徹底した知名度向上と他のブランド米との差別化等の取組が必須となりますが、来年度からの具体的な販売戦略、ブランド戦略をどのように展開していくのか。今回のデビュー戦に対する御所見を含めて、知事にお伺いします。

以上で質問は全てとなりますが、改めまして登壇機会をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、佐竹知事はじめ当局の皆様におかれましては、どうか前向きな御答弁をいただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 高橋豪議員の一般質問にお答えを申し上げます。まず、「新秋田元気創造プラン」について、その策定方針等でありま

す。

コロナ禍により、人口や経済等が過度に大都市へ集中することのリスクが一層顕在化していることから、新しい働き方や地方への関心が高まり、持続可能な社会の構築に向けて、地方分散型社会への転換が求められているものと考えております。

また、情報通信技術が急速に発展し、海外での社会実装が進む中で、我が国のデジタル化の遅れが浮き彫りになり、オンライン化やキャッシュレス化などデジタル社会の実現に向けた取組が本格化しているほか、地球温暖化による人類の生存環境への脅威が高まり、カーボンニュートラルへのシフトが世界的な潮流になっております。

さらに、パラダイムシフトは、必然的に社会や産業構造の変化を伴い、情報化の進展と相まって、知恵が価値を生み出す社会へ転換する、いわゆる知価革命の中で、個人のスキル次第で格差の拡大が生じる可能性があり、今後はこのような負の側面についても真正面から捉えていく必要があります。

こうしたことから、今後の県政運営においては、時代の変革をよき確に捉え、将来をしっかりと見据えた施策を展開していくことが重要であり、新プランでは、女性や若者をはじめ、県民誰もが真の豊かさを実感できる秋田の実現を目指し、「賃金水準の向上」など、波及効果の高い三つの取組を「選択・集中プロジェクト」に掲げ、重点的に推進することにしております。

激変する時代に的確に対応するため、これまでの成果を土台にするとともに、同時に新たな視点も積極的に取り入れながら、最重要課題である人口減少問題をはじめ、本県が抱える諸課題の克服に向けて積極果敢に取り組んでまいります。

次に、目標値の設定であります。

新プランの実効性の確保と着実な推進を図っていくためには、各施策の進捗状況を的確に把握した上で、その達成状況を踏まえて課題を分析

し、改善につなげていくことが重要であり、素案では、こうした検証を重視する見地から指標を二種類に分けて設定したものであります。

これに対し、「目標値が設定されていないため物足りなさを感じる。」などの声が寄せられたことを踏まえ、特に重要な課題である「賃金水準の向上」や人口の社会減の縮小等については、共通の目標を目指して県民と共に課題解決への取組を進めていくことが必要であるという考えに立ち、中期的な観点から事実ごとの性格を踏まえた適切な表現での目標値を設定することにいたしました。

新プランの策定に当たっては、県民の理解と参画を促進するため、幅広く意見をいただくとともに、県議会における議論も踏まえ、随時見直しを行いながら取りまとめてきたところであり、今後とも、県民と認識の共有を図りながら、誰もが県勢の発展を実感できるよう取組を進めてまいります。

次に、賃金水準と労働生産性の向上であります。

県内企業においては、新卒者が減少する中、採用が難しい状況にあることから、私自身もあらゆる機会を捉え、経営者の方々に対し、賃金水準の引上げを行い人材確保や事業継続に努めなければ将来はないと訴えているところでもあります。

賃金水準の向上については、人への投資やイノベーションの創出により成長産業を育成するなど生産性を引き上げるとともに、誘致企業にも本社並みの賃金を要請し地元企業への波及を促すなど、率先して取り組んでいく覚悟であります。

このため、デジタル技術を活用した付加価値の高い製品やサービスの開発のほか、従業員のキャリアアップや学び直しによる人材育成、エネルギー関連など成長分野への県内企業の参入とサプライチェーン形成を促進するとともに、地域経済をけん引するリーディングカンパニーへの支援、社債を活用した有利な制度融資や入札制度等における優遇措置などを予定しており、横断的・集中的に取り組むことで、賃金水準の高

い企業を確実に増やし、強靱な産業構造の構築に取り組んでまいります。次に、本県のデジタル化の推進方策についてであります。

県では、あらゆる分野におけるデジタル技術の積極的な活用により、県民の利便性の向上を図るため、今年度中にDX推進計画を策定し、利用者ファーストやデータ活用による価値の創出、人材育成を重要な視点に据え、官民が一体となり、各般の施策に取り組んでいくことにしております。

具体的には、IoTやAI等の先進技術の活用やスマート農業などの新たなビジネスモデルの創出により、生産性向上と競争力強化を図るとともに、オンライン診療の実証や行政手続きにおける電子申請の拡充等の取組を進めてまいりたいと考えております。

国では、「デジタル田園都市国家構想」において、デジタル基盤の整備やデジタル人材の確保・育成等を柱として施策を進めることにしており、県としましては、引き続き国に対してこれらの環境整備の加速化を強力に働きかけてまいります。

特に、あらゆる業種でデジタル化を担う人材の必要性が高まっていることから、全ての県立高校において最先端のプログラミング教育を実施するなど、国内外で活躍できる人材の輩出に向けた取組等を強化していくほか、デジタルデバイドの解消にも十分に留意しながら、県民一人一人がそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現を目指してまいります。

次に、データセンターの誘致であります。

データセンターは、リアルタイムでのデータ処理が必要となる自動運転など、今後の企業活動や県民生活を支える社会インフラとして重要なものと認識しております。

そのため、県では、政府の成長戦略にデータセンターの最適配置が掲げられた昨年六月から、経済産業省との意見交換やデータセンター事業者への誘致活動を行っており、経済産業省がデータセンターの誘致に前

向きな自治体を募集した際にはいち早く手を挙げ、今月二日に意見交換会を開催したところであります。

また、県からの働きかけに応じ、県内全市が参加を表明したことから、県と市が連携し、データセンターの誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、農業振興であります。

中山間地域の農業振興策であります。

「新秋田元気創造プラン」では、我が国の食料安全保障に貢献する観点から、食料供給力の強化を図ることとしており、その実現に向け、中山間地域における農業振興に一層力を入れていかなければならないと考えております。

県内では、ほ場整備を契機に、若者が農業法人を設立し、平場の園芸メガ団地と連携してネギ栽培に取り組んだり、冷涼な気候を生かした鳥海りんどうの産地化、堆肥を利用した仙人米やトマト加工品のブランド化を図るなど、意欲的に農業を実践している方々が多数おります。

このような地域特性を生かした農業を展開していくためには、農家や関係者自らが考え、行動することが不可欠であり、今後、ほ場整備が中山間地域で大きく進展してくるから、これを契機として地域で話し合う場を設け、先進事例を紹介しながら、地域農業の持続的発展に向けた営農構想づくりをサポートしてまいります。

また、加工や観光、飲食など様々な業種の方々と連携を図ることも重要であることから、多様な人材の参画による新たなビジネスの創出やブランドづくりなどを支援し、農家が希望を持って農業に取り組めるよう、環境整備に努めてまいります。

次に、「サキホコレ」の販売戦略であります。

今年度の先行販売は、「サキホコレ」に対するマーケットの評価を把握し、来年度からの本格販売に反映させる目的で実施したもので、消費者からは、食味や品質が高く評価されているほか、名称やパッケージデ

ザインも好意的に受け止められるなど、確かな手応えを感じております
また、首都圏の米穀専門店や百貨店での販売は、総じて順調で、「リ
ピータが多い」、「自信を持って売れる米」などの肯定的な声が多かつ
た一方、量販店では店舗によって売行きに差が生じており、知名度の低
さが要因と指摘されております。

このため、本格販売に向けては、米卸や小売から強い要望があったテ
レビコマーシャルを軸に、SNSやマスメディアなど、多様なチャネル
から情報発信を展開してまいります。

さらに、お米マイスターからは、「甘みや香り、粘りなどがバランス
良く調和し、炊き上がりの美しさも抜群であり、ご飯としての完成度が
非常に高い」との意見が寄せられていることから、こうした特長を表現
するキャッチコピーを制作し、食味の良さを訴求することとしておりま
す。

加えて、全国に広がるあきたこまちの販売網を活用したセット商品の
販売や、ミスあきたこまちによるキャンペーンを展開するなど、群を抜
くおいしさと秋田米のブランド力でもって、他産地との差別化を図って
まいります。

この秋にはいよいよ本格販売となりますが、こうした取組を一過性の
ものとせず、生産者や農業団体と一体になって継続的に展開し、「サキ
ホコレ」を名実ともに日本を代表するトップブランドに育て上げてまい
ります。

私からは以上であります。

【あきた未来創造部長（小野正則君）登壇】

●あきた未来創造部長（小野正則君） 私からは、「特定地域づくり事業
協同組合制度」の活用についてお答えいたします。

この制度は、急激な人口減少下における地域社会の維持や経済の活性
化を目的に、国が手厚い財政支援を行うものであり、本県の過疎対策と
して有効な仕組みであると考えております。

このため、県では、制度の積極的な活用を市町村に働きかけるととも
に、活用に前向きな市町村に対しては労働局などの関係機関と連携して
サポートしてきたところ、「東成瀬村地域づくり事業協同組合」が全国
で二番目の認定に至ったものであります。

その後も、県・市町村協働政策会議において市町村長に直接本制度の
メリットを説明するなど取組を促してまいりましたが、他の市町村にお
いては、事業協同組合に対する長期にわたる財政支援への負担感や、特
に冬場の労働需要が減少することによる通年雇用への不安などから、制
度の活用が進んでいないものと認識しております。

一方で、制度開始から約一年半が経過し、全国では複数の市町村で一
つの事業協同組合を設立することで財政負担を軽減する事例や、冬期間
に酒蔵での仕込み作業や灯油の配送業務に職員を派遣し通年雇用を維持
する事例など、様々な取組が始めてきております。

県としましては、引き続き市町村に対してこうした全国の好事例を紹
介するなど、様々な機会を捉えて制度の活用を促すとともに、円滑な事
業の立ち上げができるよう積極的にサポートしてまいります。

私からは以上であります。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、半農半Xの促進についてお答
えいたします。

半農半Xは、自給的農業と他業種の組合せが一般的であります。小
規模とはいえ、農地の確保や営農技術の習得、農業機械の導入が必要と
なり、初心者では収量も安定しないことから、ハードルが高いものと思
えております。

このような中、県内では、雇用を抱える農業法人や大規模な選果場を
有する産地が増え、賃金を得ながら農業に従事できる環境が整ってまい
りました。

また、農作業は比較的時間の自由度が高く、テレワークとの親和性が

良いと考えられることから、本県では農業への入り口として、まずは雇用農業と本業を組み合わせた半農半Xを推進することにし、今年度、八峰町において試験的に実施したところであります。

今回の事業を通じ、大手企業のエンジニアや音楽家など七人の方々が、ネギの出荷・調製やハタハタの仕分け作業に従事し、農山漁村での暮らしや新たな働き方を体験したところであり、受入れ側においても、外部からの人材を取り込むことによる刺激や新たな気づきがあり、今後の展開への手応えを感じたところであります。

半農半Xは、地域の様々な業種による受皿づくりが不可欠であることから、その普及に向け、来年度は実施地区数を増やし、モデルづくりを進めてまいります。

以上であります。

●四番（高橋豪議員） それでは、再質問をさせていただきますが、先ほど御答弁いただきましたが、新プランの賃金水準目標値の設定については、私だけではなくて、たくさんの方の議員の皆さんからも同様の内容の質問があったということですが、これまでの答弁、本日の答弁も含めて、知事は、全国との格差解消のために賃金水準の順位に着目したということと、県民に分かりやすくといったことがまず一つの理由だということとで挙げられておりました。ということであれば、より県民に分かりやすくというところで、例えば、ほかの成果指標と同様に、可能な限り年次ごとの数値というのでも確認してはどうかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうかということが一点です。

それから、先ほどデータセンターに関する答弁がありました。いずれにしても国の方でもスピードが非常に早く動いているところもありません。県の方でもスピード感を持って対応しなければいけないと思います。知事が考えているスケジューリング感というのがもし今現段階であるならば、その辺もお聞かせください。

以上です。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 賃金関係については、データが出るのにタイムラグがあるということですね、統計データの。あとは、ここ二、三年を見ると、外的な要因によって、ある特定の産業、特にコロナの影響が大きい飲食業の方や電子関係は、今の世界的な状況の中で相当浮き沈みがある状況です。やはり毎年のデータがすぐ出ませんので、そう簡単に比べることができない。一般的な、民間の特定の業種のデータが少しありますので、そういうものは当然見ながら、政策にどのように反映するか、これをやっていきますが、毎年の一年ごとの統計データを見ることは、そう簡単ではないということです。まずは、三年後ですから、賃金水準をまず三年ぐらいでどうするかという、そういう目標の中で、一年ごとにすぐ出るものではありませんので、そこはちよつとほかとは違うものと思います。

あと、データセンター。これは、国の経済産業省が打ち出して、国とも協議しています。具体的に意見交換を。あとは、今、データセンターの関係のところは、企業誘致で東京事務所を中心に回っています。まだまだ具体的ではありませんが、継続的に話ができていくところは幾つかあります。

やはり通信網、これが一番重要でありますので、この回線の活用時期、これが相当左右しますので、まず日本海側の通信回線の早急な整備を国に要請してまいります。同時に誘致活動も相当力を入れてやっていきますし、これからも積極的にやっていきます。

●議長（柴田正敏議員） 四番高橋議員の質問は終わりました。

次に、日程第二、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 追加提案いたしました議案の説明に先立ち、「美の国あきた鹿角国体二〇二二」について申し上げます。

去る十七日から二十日までの四日間にあたり、全国から一千六百名余

りの選手・監督、役員などを迎えて、鹿角市花輪スキー場で開催され、本県選手団の県民の期待に応える活躍により、天皇杯、皇后杯共に四位の好成績を収めたことについて、選手並びに関係者の皆様の御努力に心より敬意を表します。

本大会は、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大していた中で開催されましたが、地元鹿角市をはじめ、医療関係者や大会関係者の御尽力により、全参加者を対象とした事前のPCR検査や現地での抗原検査の実施等の可能な限りの感染防止対策を講じるなど、安全・安心な大会運営により全日程を無事に終了できましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

また、昨日から花輪スキー場で開催されている「第九十五回全日本学生スキー選手権大会」についても、感染防止対策をさらに徹底するよう、鹿角市に要請しております。

次に、追加提案いたしました補正予算案について説明申し上げます。このたびの補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策のうち、早期の対応が必要な事業として、感染症の拡大により大きな影響を受けている地域経済への波及効果の高い飲食店での消費を喚起するため、県内の飲食店で利用できるプレミアム飲食券の発行に要する経費を計上しております。

一般会計補正額は、二十一億三百四十八万円であり、補正後の総額は、六千八百八十八億二千七百三十九万円となります。

よろしく御審議の上、御決賜りますようお願い申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 次に、日程第三、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百一号は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第百一号は、

予算特別委員会に付託されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時二分散会